

登園届 (保護者記入)

園長あて

園児名 _____ 生年月日 H・R 年 月 日

疾患名 _____

医療機関名 _____

初診日 _____ 令和 年 月 日

再診日及び登園可能となる日 _____ 令和 年 月 日

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、登園いたします。

令和 年 月 日 保護者名 _____

※園児がよくかかる感染症については、「登園のめやす」を参考に、医師の診断に従い登園届の提出をお願いします。
 なお、園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園となるようご配慮ください。

きりとり線

◎ 下記の感染症に罹患した場合は、医師の診断を受け、保護者の方が上記の「登園届」にご記入ください。

No.	感染症名	登園のめやす
1	溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること、さらに 24 時間発熱がなく食事がとれる状態であること
2	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳がおさまっていること
3	手足口病	24 時間発熱がないこと、さらに口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
4	伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態がよいこと
5	感染症胃腸炎 (ロタウイルス感染症、ノロウイルス感染症)	嘔吐、下痢等の症状が治まり普段の便が確認されており、普段の食事がとれること
6	ヘルパンギーナ	24 時間発熱がないこと、さらに口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
7	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
8	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
9	突発性発疹	解熱し機嫌・全身状態共に良く、普段の食事がとれること
10	※ 伝染性膿痂疹(とびひ)	皮膚が乾燥していること (但し、軽症であれば患部保護にて、登園可能の判断は医師にゆだねる)

※ 厚生労働省のガイドラインでは登園許可証明書等を必要としていないが、氷見市では提出を必要とするもの